

国見町告示第6号

国見町木造住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年2月10日

国見町長 村上 利通

国見町木造住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する告示

国見町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成26年国見町告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第9号を次のように改める。

(9) 削除

第2条第7号の次に次の2号を加える。

(8) リフォーム工事 耐震化工事と併せて行う耐震化工事以外の住宅の機能や性能を維持・向上させるため住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事をいう。

(9) 引越 耐震化工事に伴う他の住戸への引越及び耐震化工事後の住宅への引越をいう。

第5条に次の2項を加える。

2 リフォーム工事にあつては、リフォーム工事に要する費用相当額とする。（他の補助金を充当している費用は除く）

3 引越にあつては、引越に要する家財の運搬費用及び荷造り等の費用として引越業者又は運送業者に支払う費用相当額とする。

第6条に次の2号を加える。

(5) リフォーム工事 補助対象経費の200,000円以内の額

(6) 引越 補助対象経費の60,000円以内の額

第7条に次の2号を加える。

(3) リフォーム工事

ア 工事費見積書（リフォーム工事とその他の経費が判るもの）

イ 機能や性能を維持・向上することが分かる書類

ウ その他、町長が必要と認める書類

(4) 引越

ア 引越費用見積書

イ その他、町長が必要と認める書類

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

[別紙参照]

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

実績報告書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

国見町長 様

申請者
住所
氏名
電話

補助金交付申請書

国見町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

所在地			
用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）		
構造	木造（在来軸組・伝統的・桝組壁）／混構造／それ以外		
床面積	1階： m ²	2階： m ²	3階： m ²
	合計： m ² （併用面積 m ² ）		
建物建設時期	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時）		
耐震診断結果 〔改修前(改修後)〕	3階	X ()	Y ()
	2階	X ()	Y ()
	1階	X ()	Y ()
交付申請額	全体工事費		円（税込）
	補助対象経費		円（税込）
	内訳	耐震改修工事	円（税込）
		リフォーム工事	円（税込）
		引越	円（税込）
	交付申請額		円（1,000円未満切捨て）
内訳	耐震改修工事	円	
	リフォーム工事	円	
	引越	円	
工事期間	年 月～ 年 月		
設計・監理者名	建築士登録番号 氏名 事務所登録番号 事務所名 連絡先		
工事施工者名	名称・代表者名 連絡先		
整理番号	—	審査欄	

国見町長 様

補助事業者
住所
氏名

実 績 報 告 書

下記のとおり国見町木造住宅耐震改修等支援事業を実施したので、国見町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその実績額

補助金交付決定額 円
補助金実績額 円

2 補助金額内訳

対象工事等		補助金額	備考
耐震化工事	一般耐震	円	
	簡易耐震	円	
	部分耐震	円	
	現地建替	円	
リフォーム工事		円	
引越		円	

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

4 添 付 書 類

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書又は地方交付税施行規則（昭和 29 年総理庁令第 23 条）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書（固定資産税の減免措置を受けるための証明書）の写し
- (2) 要した費用を証するもの（工事等契約書の写し、領収書の写し）
- (3) 工事出来型写真（施工前、施工中及び施工後を各 2 枚程度）
- (4) 工事管理報告書の写し
- (5) 検査済証の写し（建築確認申請書が必要な場合）
- (6) 建替前後の状況が確認できる写真（現地建替工事に限る。）
- (7) その他、町長が必要と認める書類